

令和5年12月14日

第4回定例会議案

(別冊2)

厚真町議会

認定第 1 号

令和 4 年度厚真町一般会計歳入歳出決算の認定について

決算審査特別委員長から、令和 4 年度厚真町一般会計歳入歳出決算の審査結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 4 日提出

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

認定第 2 号

令和 4 年度厚真町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算審査特別委員長から、令和 4 年度厚真町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の審査結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 4 日提出

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

認定第3号

令和4年度厚真町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

決算審査特別委員長から、令和4年度厚真町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の審査結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和5年12月14日提出

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

認定第4号

令和4年度厚真町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算審査特別委員長から、令和4年度厚真町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の審査結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和5年12月14日提出

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

認定第5号

令和4年度厚真町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算審査特別委員長から、令和4年度厚真町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の審査結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和5年12月14日提出

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

認定第6号

令和4年度厚真町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

決算審査特別委員長から、令和4年度厚真町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の審査結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和5年12月14日提出

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

令和5年11月7日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

決算審査特別委員長 吉岡 茂樹

決算審査特別委員会審査報告書

令和5年第3回定例会において付託を受けた、令和4年度厚真町各会計歳入歳出決算の認定について、去る11月2日から7日までの3日間にわたって、本特別委員会を開催し慎重に審査した結果、次のとおり決定したので厚真町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1 付託年月日

令和5年9月13日

2 付託事件

認定第1号 令和4年度厚真町一般会計歳入歳出決算の認定

認定第2号 令和4年度厚真町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定

認定第3号 令和4年度厚真町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

認定第4号 令和4年度厚真町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第5号 令和4年度厚真町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第6号 令和4年度厚真町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

3 審査の経過及び結果

去る11月2日に本特別委員会を招集し、冒頭に審査の要領及び日程について協議の後、令和4年度の厚真町各会計歳入歳出決算について審査を行った。

審査に当たっては、最初に総務課財政担当参事から各会計の歳入歳出決算の概要及び一般会計の総括について説明を受け、引き続き所管部局から決算書及び主要施策成果等説明資料並びに財産に関する調書及び厚真町土地開発基金運用状況調書に基づきそれぞれ説明を求め、予算が議決の趣旨に沿って適法・適正かつ効率的に執行され、所期の目的が達成されているか、などに主眼を置き、その都度質疑を行った。

11月7日にすべての所管部局の審査を終え、その後、討論、採決を行ったが、採決の結果、本特別委員会は、令和4年度の厚真町各会計歳入歳出決算について、いずれも全会一致をもって認定すべきものと決定し閉会した。

4 付帯意見

- (1) 事業実施にあたり、一部事業において説明不足が散見されるため、情報の周知徹底を図り事業遂行に努められたい。
- (2) 税等の滞納事務においては、徴収猶予分を除き徴収努力が認められる。今後も引き続き徴収対応に配慮し、公平な負担と財源確保の観点から適正な事務処理を行ってもらいたい。
- (3) 新型コロナウイルスの影響によりやむを得ず執行できなかった事務事業もあるが、予算編成においては、事業評価を適切に実施するとともに関係団体及び町民のニーズを捉え内容を十分精査し、より一層の効果的かつ効率的な行財政運営に努められたい。

報告第 2 号

所管事務調査報告について

各常任委員長から、別紙のとおり所管事務調査の報告があったので提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 4 日提出

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

令和5年11月16日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

総務文教常任委員長 伊藤 富志夫

所 管 事 務 調 査 報 告 書

令和5年第3回定例会において閉会中の委員会活動の議決を得た所管事務について、去る10月30日に本委員会を開催し調査を終了したので、厚真町議会会議規則第77条の規定により報告する。

記

1 調査事件

(事務調査)

- ① 分野ごとの二酸化炭素排出量とその削減策について
- ② 厚真町重層的支援体制整備事業の実施状況について

(現地調査)

- ① 早来学園
- ② 小さな学び舎ちゃぐちゃぐ

2 主な説明内容

1 分野ごとの二酸化炭素排出量とその削減に向けた取組

(1) 厚真町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託

① 業務目的

令和3年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部が改正され、2050年までに脱炭素社会の実現に向けて、地域の再生可能エネルギー活用などにより、脱炭素化促進が求められている。

本業務では、厚真町（以下「本町」という。）「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、本町の課題や目指すべき方向性を明らかにするために、必要な調査や分析、基本的な方針、講ずべき施策の基本方向や地域特性等を定めた、「厚真町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定することを目的とする。

② 委託期間

令和5年7月27日から令和6年3月29日まで

③ 委託箇所

厚真町全域

④ 業務内容

本業務について、環境省が公表する「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(簡易版)」に基づき適切な方法で行うこと。また、温室効果ガスの将来推計等に「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」を参考に用いること。

ア 計画とりまとめ方針の検討

業務の具体的な実施方法、工程、役割分担等を示した業務計画（案）を作成し本町と打合せ後、業務計画を作成する。

イ 温室効果ガス排出量の推計（社会的条件及び対策に関わる整理を含む）

本町における温室効果ガス排出量の現状についてとりまとめるとともに、本町の社会的特性を踏まえ、本町の将来の温室効果ガス排出量に関する推計を行う。

なお、将来推計にあたっては、本町の社会的条件から有効性の高い施策を選定し、温室効果ガス削減見込量（再エネ、省エネ行動、省エネ機器の導入、次世代自動車の普及や公共交通機関の利用など）の試算を行い施策に反映する。

ウ 町内における気候変動リスク・脆弱性の評価（適応策の整理）

気候変動に伴い想定される防災面・経済面等複数のリスク・脆弱性を評価し、これらのリスクに対して想定される適応策について整理する。

エ 温室効果ガス排出量削減目標等の設定

将来推計の結果及び国・北海道の動向を踏まえて、温室効果ガスの排出量の削減目標（産業・家庭・業務その他・運輸などの部門別）を設定する。

オ 対策・施策の検討

「エ 温室効果ガス排出量削減目標等の設定」により設定された削減目標を達成するため、排出量削減に有効な取組みを整理し、2030 年度までに実施する対策・施策として年度別に取りまとめる。

2 参考資料（令和 4 年度厚真町地域再エネ導入戦略策定委託業務、厚真町ゼロカーボン・ビレッジ構築計画策定委託業務）

（1）本町の温室効果ガス排出量の現状集計結果

本町の令和元(2019)年度の温室効果ガス排出量は約 67.1 万 t-CO₂ であり、平成 21(2009)年以降は 60～70 万 t-CO₂ 台で推移している。エネルギー転換部門が約 8 割、次いで運輸部門が約 1 割を占めており（図表 1）、運輸部門の 8 割程度は船舶が由来である。しかしエネルギー転換部門と船舶の排出量は、特定企業の活動に大きく起因するため、町の施策によって削減することが事実上、困難である。

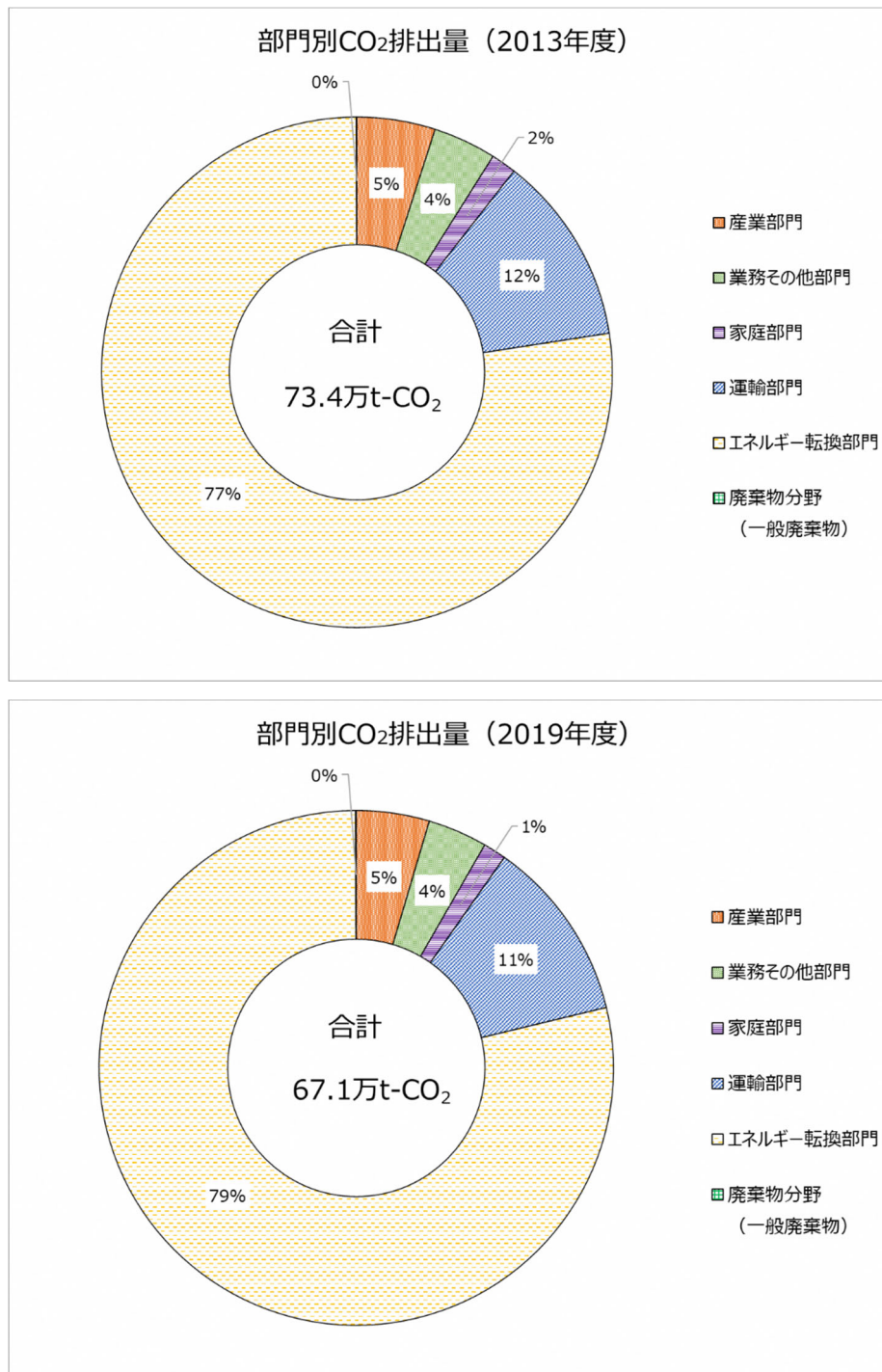
そこでエネルギー転換部門と船舶を除くと、令和元(2019)年度の排出量は約 7.9 万 t-CO₂ であり、産業部門が約 4 割、次いで業務その他部門が約 3 割を占める結果となった（図表 2）。産業部門の排出量の過半は製造業が由来である。なお本町には製造業において、第二種エネルギー管理指定工場（年度間エネルギー使用量が原油換算で 1,500kL/年度以上～3,000kL/年度未満の事業所）に該当する食品工場が立地している。2009～2019 年度の排出部門・分野別 CO₂ 排出量の推計値を図表 3 に示す。エネルギー転換部門は、苫東厚真発電所における自家消費等による CO₂ 排出量（販売した電気の生産に伴う CO₂ 排出量は含まない）を計上しているが、2019 年度の排出量は調査時点で未公表のため、2009～2018 年度の過去 10 年間の平均値を暫定値として使用している。

図表 1 本町での排出部門・分野別 CO2 排出量（推計値）

排出部門・分野			2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
エネルギー起源CO2	産業部門	製造業	18,833	16,496	20,118	3,040	22,400	17,905
		建設業・鉱業	1,178	1,728	2,105	2,450	1,985	2,729
		農林漁業	16,940	15,442	13,944	13,638	11,983	10,429
		計	36,952	33,666	36,166	19,128	36,368	31,064
	業務その他部門		12,630	21,421	24,807	31,014	29,321	27,979
	家庭部門		9,169	8,660	9,723	11,676	11,736	11,721
	運輸部門	自動車（貨物）	8,099	7,802	7,219	8,041	8,263	8,244
		自動車（旅客）	5,682	5,484	5,431	5,814	5,968	5,564
		自動車（計）	13,781	13,286	12,650	13,855	14,232	13,809
		鉄道	563	511	573	679	638	625
		船舶	61,612	64,381	71,162	72,183	73,282	72,941
		計	75,956	78,178	84,386	86,717	88,152	87,375
	エネルギー転換部門		543,000	472,361	531,387	533,581	568,240	544,242
非エネルギー起源CO2	廃棄物分野	焼却処分（一般廃棄物）	364	279	294	341	326	262
CO2排出量合計			678,071	614,566	686,762	682,457	734,144	702,643
CO2排出量合計（船舶、エネルギー転換部門を除く）			73,459	77,824	84,213	76,693	92,621	85,460

排出部門・分野			(t-CO ₂)				
			2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
エネルギー起源CO2	産業部門	製造業	20,517	20,979	23,546	19,195	18,662
		建設業・鉱業	2,430	2,246	2,121	2,076	2,036
		農林漁業	11,282	12,425	10,887	9,931	10,049
		計	34,229	35,650	36,554	31,202	30,748
	業務その他部門		27,047	26,435	27,723	26,824	25,068
	家庭部門		11,615	11,354	11,180	10,748	9,648
	運輸部門	自動車（貨物）	8,233	7,736	7,853	7,541	7,182
		自動車（旅客）	5,512	5,518	5,561	5,517	5,461
		自動車（計）	13,745	13,254	13,415	13,057	12,643
		鉄道	570	569	588	568	555
		船舶	70,689	72,374	67,820	64,904	63,690
		計	85,004	86,197	81,823	78,529	76,888
	エネルギー転換部門		541,012	468,729	560,613	515,049	527,821
非エネルギー起源CO2	廃棄物分野	焼却処分（一般廃棄物）	282	294	299	308	347
CO2排出量合計			699,188	628,660	718,192	662,661	670,520
CO2排出量合計（船舶、エネルギー転換部門を除く）			87,488	87,557	89,759	82,708	79,009

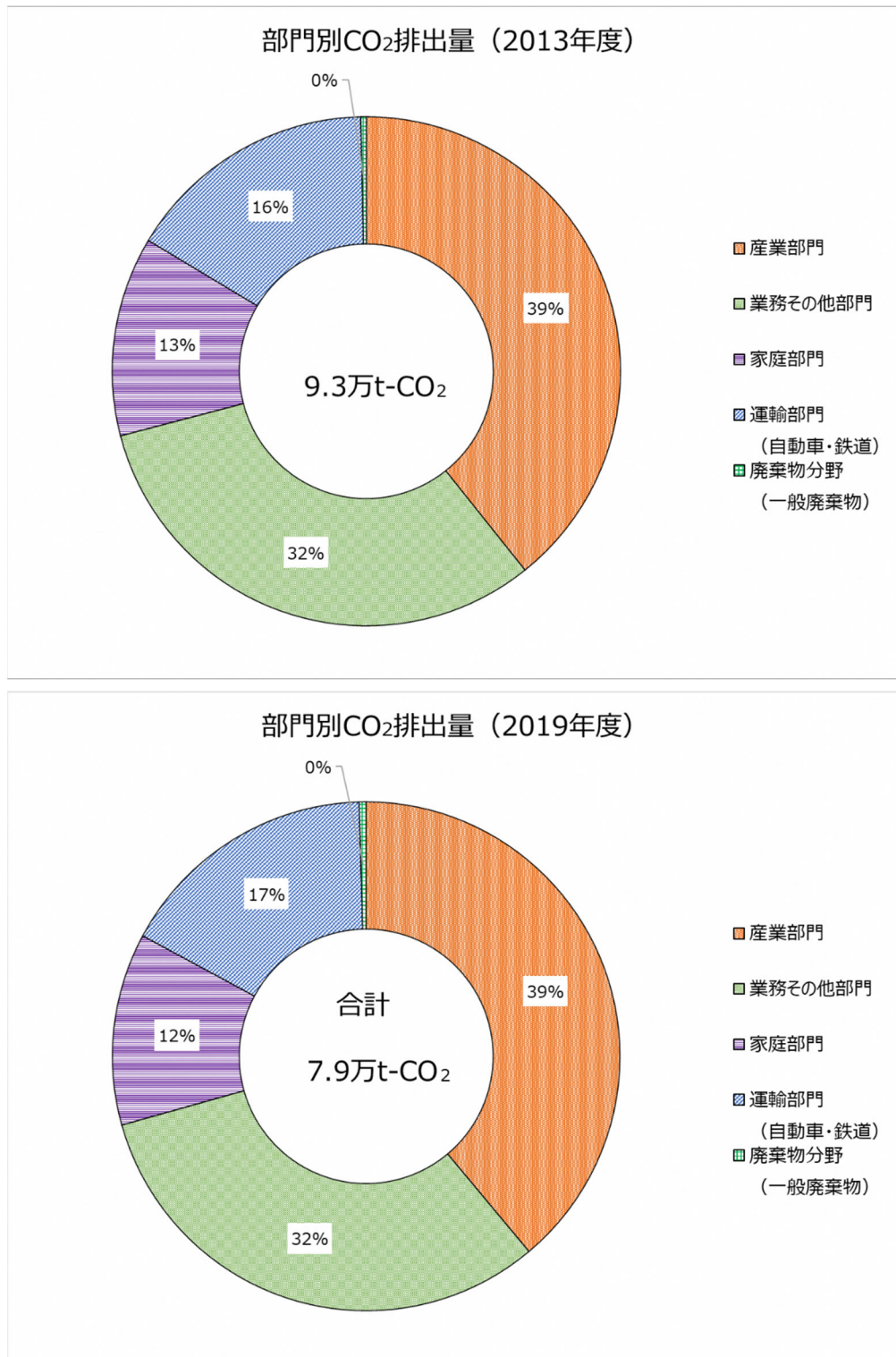
図表 2 本町での排出部門・分野別 CO2 排出量割合
(基準年度：2013 年度、現況年度：2019 年度)



エネルギー転換部門の 2019 年度の排出量は未公表のため、過去 10 年間の平均値を暫定値として使用している。(出所) 各種資料をもとに株式会社日本総合研究所作成

図表 3 本町での排出部門・分野別 CO₂ 排出量割合（船舶・エネルギー転換部門を除く）

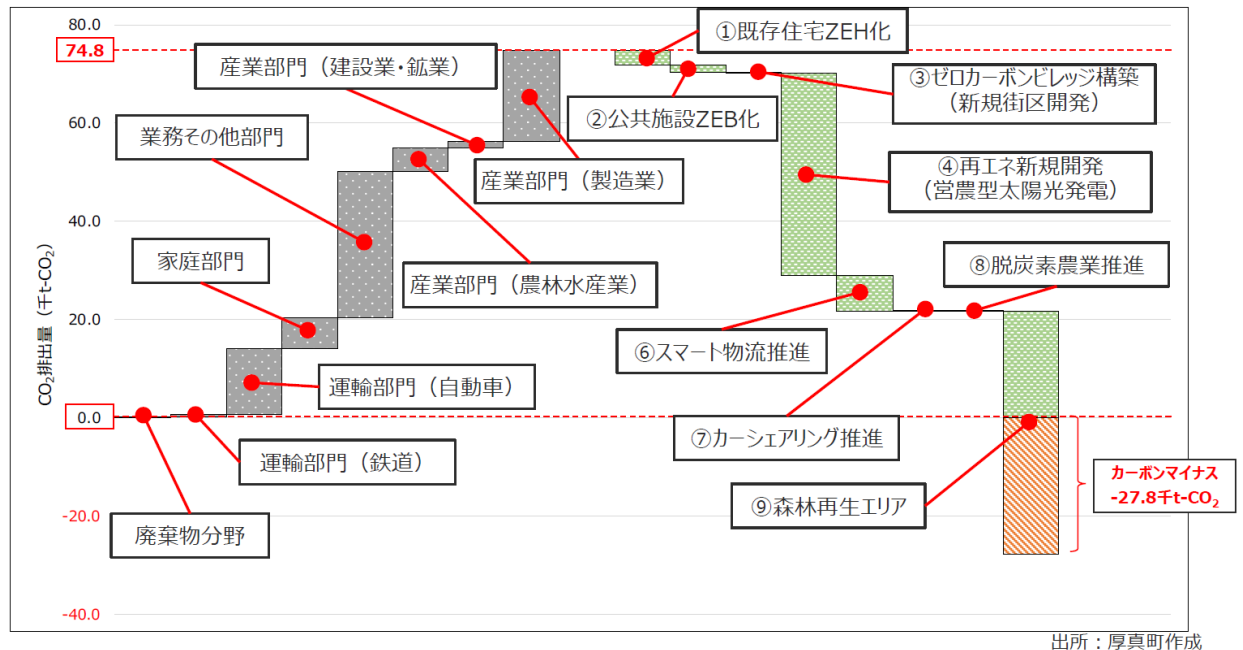
（基準年度：2013 年度、現況年度：2019 年度）



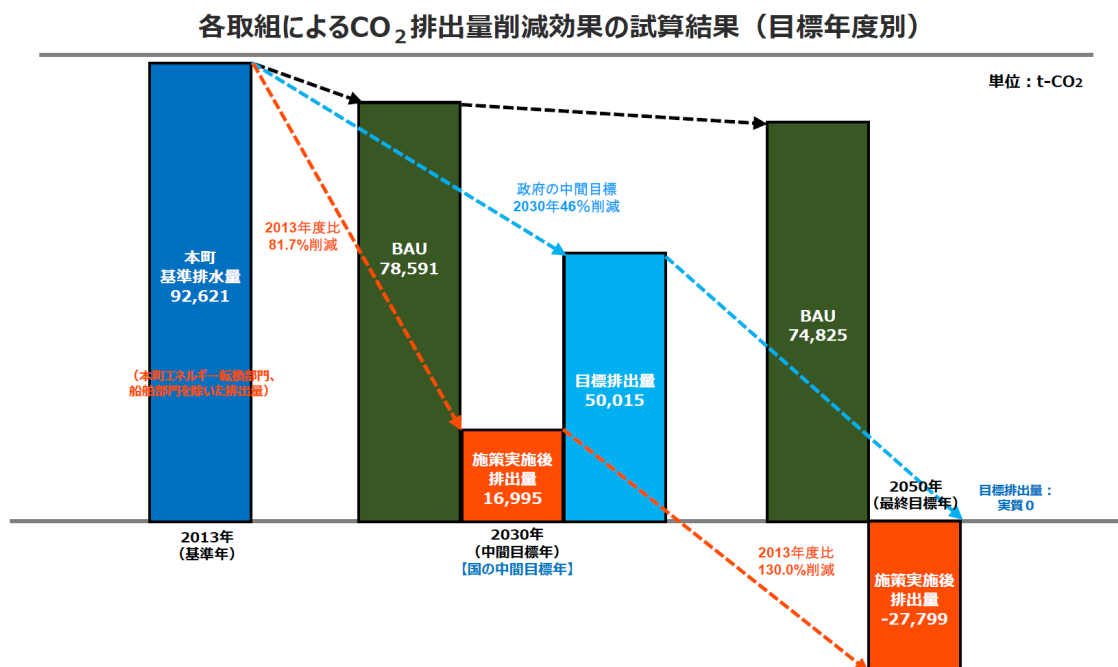
（出所）各種資料をもとに株式会社日本総合研究所作成

(2) 本町のC02 排出量の削減シナリオ

①排出部門・分野別 C02 排出量と施策による C02 排出削減量・吸収量（2050 年度）



②各取組による C02 排出削減効果の試算結果（目標年度別）



1 重層的支援体制整備事業実施の目的

本事業は、これまでの福祉制度・政策と人々の生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズに対応するため、既存の支援機関に加え、新たな包括的な相談体制の構築とアウトリーチ支援から地域資源との環境調整まで一体的な支援を実施することを目的としています。

2 重層的支援体制整備事業における実施体制

(1) 包括的な相談支援体制

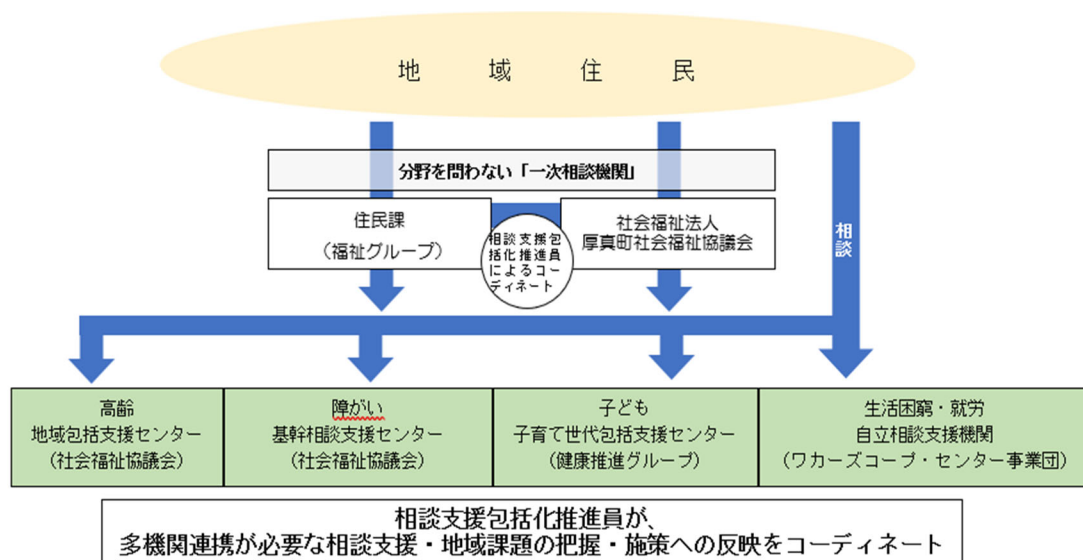
本町における相談支援は、高齢・障がい・子育て・生活困窮の各分野の相談窓口が多分野の相談も受け付けるワンストップ体制の構築を目指しております。

その他、町が主催し、月1回定例で「支援会議」を開催し、支援ケースの共有と支援対象ケースに対し、複数の機関が対応することが望ましいと判断される場合は、支援機関の決定と毎月の支援経過を確認し支援終結まで町が支援管理する体制としています。

(2) 支援ケースの概要と支援ケース

相談受理ケースとして、ひきこもり、8050世帯、生活困窮、高齢者虐待及び経済困窮ケースなど様々であり、「支援会議」において現在継続的に支援管理している支援ケース数は11ケースとなっています。

(町の支援体制図)



事業実施効果として、これまで支援機関が本来対応することを想定していない 8050 世帯の子ども世帯への支援などを新規創設事業である『アウトリーチ等支援事業』との役割分担ができたこと、それによりニーズの明確化と次の支援へのステップをふむことができたことは本事業の実施にとって重要な点であると考えます。

(3) 創設事業の役割と効果

(役 割)

①多機関協働事業・・・多分野にわたる相談を包括的に受け止め、支援の役割分担など各支援機関への円滑な連携を支援する。

②アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・・・本人との関係性構築に向けた支援を展開

③参加支援事業・・・本人のニーズと地域資源のマッチング支援

(効 果)

①ワンストップ相談窓口である一方で、他の支援機関ケースから多機関が支援すべきニーズを表面化させることで役割分担を行い各機関が適切に支援が実施されるよう管理することで支援の終結過程が見える化されている。

②「支援会議」により必要な支援が行われていないと判断されるケースに対して訪問による関係構築のための支援を実施している。実際の支援数としては1件であるが、支援方策として高度な支援を要求される。

③②による関係性構築により、本人とニーズを共有し、支援へとつなげていくが実際の支援例はまだない状況である。

3 今後の事業継続への課題

(1) 求められる高い専門性と人材の確保

各相談機関については関係法令に定める専門職配置が規定されているが、委託事業者の現状として求められる有資格者が確保できていない現状がある。予期せぬ退職や募集への応募がないことが長期化しており、仕様書に求める適正な人員配置の履行が困難な状況もある。

また、既存の支援機関における相談に加え、創設事業（多機関協働・アウトリーチ支援・参加支援事業）においてはより高度な相談支援とコーディネーター能力を求められており、本事業を安定的に継続していくために受託事業者の現状や意向を次年度以降も確認し、仕様書に基づく受託が可能かについて十分に協議をし、必要に応じて事業実施体制の見直しに向けた検討を行うなど、町民が安心して相談できるワンストップ窓口と支援が届いていない町民へのアウトリーチ支援が継続的に展開されるよう町が主体となり体制の維持に努めていく。

3 主な質疑・意見

① 分野ごとの二酸化炭素排出量とその削減策について

- ・農業の部分においてのエネルギー排出は、どのような内容なのか。
- ・現在計画している新庁舎に関しては、どのような対策を考えているのか。
- ・温暖化対策で、ゼロカーボンプラスマイナスゼロにしたいということだが、削減するにはかなりの努力が必要である。行政だけでは当然できないと思うが、計画をどのように進めていくのか。
- ・カーボンニュートラルなので厚真町の森林がどの程度二酸化炭素を吸収するのか数値も確認をして、どこまでニュートラルにできるかという議論だと思うが、森林の吸収量は何トンになるとに計算されているのか。
- ・BAUは年々減少していく試算結果になっているが、特定の施策をしなくても減少する理由は。

② 厚真町重層的支援体制整備事業の実施状況について

- ・重層的支援体制の中には子どものいじめ等も含まれているのか。
- ・相談に来た場合、どのように対処するのか。
- ・専門の相談員はどの部門で何名くらいを想定しているのか。
- ・支援に繋げることが難しい場合、アウトリーチ等を通じた継続的な支援ということになるのか。
- ・重層的な体制を作っていくために、他町との協力体制は考えているのか。
- ・日々の業務以外で1年間に受け入れる相談等から、町の施策へと転換するような内容や情報提供ができる場はあるのか。

令和5年11月16日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

産業建設常任委員長 橋本 豊

所 管 事 務 調 査 報 告 書

令和5年第3回定例会において閉会中の委員会活動の議決を得た所管事務について、去る10月27日に本委員会を開催し調査を終了したので、厚真町議会会議規則第77条の規定により報告する。

記

1 調査事件

(現地調査)

①古民家

(事務調査)

① 厚真町で再生した古民家3棟の経緯及び現状について

② (有)ゆうきの里の現状について

2 主な説明内容

厚真町における古民家再生事業について

1. 厚真町における古民家再生事業の目的

厚真町における古民家再生事業は、厚真町の歴史と文化を後世に伝えることにより、次代を担う町民の郷土愛を育むとともに、再生古民家の利用を民間事業者に委ね町内での新たな事業の展開により、町内経済の活性化と交流・関係人口の拡大を図ることを目的とする。

2. 厚真町における古民家再生事業の経緯

(1) 厚真町の歴史的背景

厚真町では、これまでに実施した発掘調査により、約14,500年前の旧石器時代にはすでに人々の居住の痕跡が確認されており、時を経て縄文時代（約7,000年～約2,300年前）から続縄文時代（約2,300年～約1,500年前）、擦文時代（約1,500年～約800年前）、アイヌ文化期（約800年前～明治期前）へと先人の歴史・文化が受け継がれ、明治期からは本州などからの入植が本格化し、開拓者の想像を絶するような苦勞の末に、厚真町の基幹産業である農業の礎が築かれ、現在の発展につながった長い歴史がある。

(2) 古民家の建築当時の様子

厚真町に残る古民家のほとんどは、先人が入植と同時に建築したものではなく、入植からしばらくの期間は粗末な「掘立て小屋」で耐え忍びながら未開地の開墾に励み、長年の苦勞の末やっと生活が安定してきたころに、自分の生まれ故郷を想い故郷の伝統的な様式で住宅を建築、その後、100年以上子孫に守り続けられてきたのが厚真町における古民家である。

＊開拓期の生活の様子は別紙の「厚真村史」を参照

(3) 古民家再生事業の概要

厚真町の古民家再生は、次のすべての要件を満たしたものについて実施している。

ア. 建物については、所有者から寄贈されたものであること。

イ. 明治、大正、昭和初期(戦前)に建築された建物で、伝統的・特徴的な様式や構造を持つ歴史的価値の高い建築物であること。

ウ. 居住用として利用されている(されていた)建築物であること。

エ. 専門家または有識者が保存・再生の必要性を認めた建築物であること。

現在までに、以上の条件を満たした下記の古民家3棟（①～③）を移築再生し、別の1棟（④）は構造部分のみを軽舞発掘整理事務所内に展示している。

① 旧畑島邸（朝日） 平成27年（2015年）再生工事完了

富山県砺波郡砺波村（現在の小谷部市）から厚真村に入植した畑島吉次郎氏が、先に入植していた福田林造氏の村外転出に伴い家屋の譲渡を受け、明治43年（1910年）移築した建物で、富山県砺波地方を中心に古くから伝わる「杢の内（わくのうち）」という特徴的な梁組構造の広間を持つ「越中造民家型」の農家住宅。

② 旧山口邸（鹿沼） 令和4年（2022年）再生工事完了

福井県今立郡片上村（現在の鯖江市）から厚真村に入植した山口金松氏が、明治41年（1908年）に建築した建物で、福井県大野盆地・越前平野を中心に分布する「越前Ⅱ型」の特徴を持つ農家住宅。北陸地方の真宗の影響を受けた「坊主の間」「仏壇の間」などの平面形式を持ち、「縁起のいい木」として重用された木材の「エンジュ」が多く使用された農家住宅。

③ 旧幅田邸（朝日） 令和5年（2023年）再生工事完了

富山県西砺波郡東太見村（現在の南砺市）で生まれ、先に入植していた同郷の知人を頼り明治27年（1894年）一時美唄に居住。その後、道内各地を踏査し厚真村に入植した幅田九郎兵衛氏が、明治34年（1901年）から3年間かけて建築した建物で、富山県砺波地方を中心に古くから伝わる越中造民家の伝統的構造である「杢の内（わくのうち）」という特徴的な梁組構造の広間を持つ「越中造民家型」の農家住宅で、使用している主要な材料と大工は、富山より船で運んだと伝えられている。

④ 旧木澤邸（軽舞） 令和2年（2020年）旧軽舞小に構造部分のみを展示

富山県西砺波郡東太見村（現在の南砺市）から、先に入植していた里見五佐氏を頼り明治30年（1897年）に厚真村に入植した木澤兵次郎氏が、大正2年（1913年）里見五佐氏の手で建築した住宅で、富山県砺波地方を中心に古くから伝わる「杢の内（わくのうち）」という特徴的な梁組構造の広間を持つ「越中造民家型」の農家住宅。

3. 厚真町における古民家の再生及び活用の方針

(1) 古民家の再生方針

厚真町の古民家再生は、間取り、構造、外観、面積など、建築当時の姿に極力忠実に再現（再生）することを基本としており、設計・施工時には「日本・世界の建築史」及び「木造建築」に知見のある学識経験者の意見を参考に、いつの時点でも登録文化財としての指定が可能な水準で整備を行っている。

一方で、再生古民家は、北海道の冬の気候にも十分耐えうる北方型住宅基準をクリアできる高い技術水準を確保した建物となっている。

(2) 古民家の活用方針

古民家の活用は、下記の理由により民間事業者による利用を基本としている。

選定に当たっては、公募により利用者の募集を行い、プロポーザル（企画提案）により、町内経済の活性化や交流・関係人口の拡大に最も適していると思われる事業者を決定する。

なお、民間事業者利用によるメリットは下記のとおり。

- ① 設置者（町）側の施設管理に伴うコストの軽減
- ② 交流・関係人口の拡大（町外からの施設利用者）
- ③ 町内における新たな事業創出
- ④ 古民家に関心のない人への古民家に関わる機会の創出（リピーターの獲得）
- ⑤ 将来的な改修費用の確保（家賃収入）

5. 再生古民家賃貸料の算定基準

- 土 地 宅地使用料 = 固定資産税評価額より算定
 +
- 建 物 建物取得額 = 建設費のうち一般財源充当分を課税上の法定耐用年数
 (木造22年) で除した額
 +
- 借入金(起債)の利息 = 建物取得額×残存率×経年補正率÷耐用年数
 +
- 修善料 = 建物取得額の1.2% (年額)
 +
- 火災保険料
- 月額家賃は、上記により算定された額を12ヶ月で除した額
- ・旧畑島邸：53,000円/月 ・旧山口邸：66,000円/月 ・旧山口邸：118,000円/月
- ※ただし、利用開始から3年間は、施設の一般公開を条件に、一般公開部分面積を賃貸面積から控除した額（概ね算定額の6割程度）を家賃として設定している。

したがって、町としては建物に係る建築費のうち一般財源充当分を22年以内に回収できることとなり、その後も長期にわたり家賃収入が見込まれることから、持続可能な施設管理が可能となる。

6. 今後の古民家再生事業の進め方

(1) 現存する古民家の状況

厚真町で確認された古民家は、北海道胆振東部地震前には再生済み（再生予定を含む）のものを除き10棟を数えたが、地震の被害により、9棟が解体の運命をたどることとなった。（うち1棟の木澤邸は旧軽舞小学校に構造部分のみを展示）

その後、砂防区域指定に伴い立ち退き対象となった所有者からの寄付を受け、解体材を保管中のもの1棟と、地震が契機で空き家となり所有者が町への寄付の意向を示すもの1棟の古民家が確認されている。

(2) 今後の古民家再生方針

現在、道内でいわゆる古民家の残る自治体は、ほぼ厚真町に限られる状況となっており、北海道開拓期の貴重な遺構の残る町としての地位が確立しつつある。

しかし、厚真町に現存する未再生の古民家はごく少数となり、引き続きこれら古民家の再生事業を進めていく必要性が高いと考える。

今後の古民家再生においては従来型の手法に加え、民間資金の積極的な活用による民間主導型の再生・活用を視野に入れた手法の検討により、より財政負担の少ない事業推進を図っていく。

民間による活用のための具体案は下記のとおり。

- ① 古民家所有者と古民家活用希望者をつなぐ「古民家バンク」制度の創設
- ② 「歴史的建築物の保存と活用に関する条例」（令和５年４月１日施行）に則した改修・活用のための調査・設計に対する補助

殖民地撰定は、移民に対する根本的施設であり、移住民に対し重大な指針を与え、且つ非常な便利をもたらしたもので、翌二十三年より施行された殖民地地区劃制度とともに、移民奨励の有力な手段となつた。勇払原野に入殖するものが、にわかにその数を増し、わが厚真村への入殖者が、にわかにその数を増加するようになったのも、丁度この頃からである。

(三) 入殖当時の生活

医療の困難な実例

野安部部落には明治二十五年に、小坂伊次郎、石坂宗次郎、大坪由太郎、山口義人等十戸が開墾に入地した。たまま体格も頑丈な村上太郎が腰に腫物ができて、たいそう苦しみ、草の根などをつけて手当を施していたが、痛みが止らず遂に堪えられなくなつて、病院に入れることになつた。当時は医師も病院も苫小牧まで行かなければ居ないので、止むを得ず、ムシロで担架を造り、大きな体を乗せて、近所のもの五、六人が、夜のしらける頃うつそうと茂る樹木の間を縫いながら、けわしい山道や谷地原を苫小牧めざして担いで行つた。行けども行けども山また谷地で、やつとのこと、苫小牧に着いたのはその日の夕方だつた。その時は乗っている病人も、担いだ者も、何れも半死半生の状態であつたといわれている。

助産婦が無かつた

入植の頃は、助産婦が無かつた。どの部落でも助産に経験をもつ婆さんに扱ってもらつた。なかでも幌内部落の河端ヨリは、助産に非常に熱心で昼となく夜となく、野獣の咆哮する山野を駆けめぐつて産児を手がけたが、その数はおびただしい。また頗美宇部落で移住直後或る家の嬰兒が、産児の取上げが悪いため死亡した。同部落の亀井三四郎は、わざわざ四、五日もかかつて札幌に行き、助産婦について、妊婦の診断や、助産の方法等の伝授を受けて帰り、

出産のある度に家内を同伴し、家内に妊婦の診断や助産の扱いを口伝してやつたが、その労苦はたいへんだつた。

古老回顧談

山川新吉（八十五歳）

二十歳の時、郷里徳島県から室蘭に來た。それから明治二十六年頃西老輕舞に來たが、當時は田中又吉が商店を開いて広川久吉が藥屋をやつて居た。アイヌは十戸程いた。和人は脇田為藏、長谷川丸太郎、中村福太郎、丸岡タケ、木村久助、成田三之助、永谷仙松、加藤善藏等が居た。そして村上イトマステは、高台に當時としては立派な建物で旅館を営んで居つた。

飛谷ツイ（八十三歳）

明治二十四年富山県から夫長太郎と共に、札幌に來て三年程居つて、夫は追分駅に二十五銭の日給で勤めたが、西老輕舞の旅館主丸岡タケと呼ばれて、追分から入地して酒や石油などを売つて居た。それから知決辺の本郷嘉之助の農場の監督となり開拓に従事した。谷地原には「ブヨ」や、ヤブ蚊が無数にいて、息もつけない位であつた。それで腰に火繩を付けたり、頭に火繩の鉢巻をしたりして田植や草取りをした。

亀井スラ（七十七歳）

自分は明治二十九年四月十五日石川県から家族に連れられて移住した。伏木から白山丸と云う船で、三日間も波にゆられて小樽に上陸し、汽車で早來まで來て、それから山道を荷物を背負いながら、小川や谷地原を丸木の上を渡つて歩いた。川には自然に倒れたり、人が渡したりした一本橋があるだけで、満足な橋はなかつた。途中まで一年先に移住して居た亀井吉次郎、杉岡伊助、中島市次郎、高橋与三次郎等の若い衆が迎いに來てくれたが、何れも雪やけで真黒な顔をしていたのは驚いた。何んと北海道の人は黒いのだろうと思つた。先に來ていた人方に迎えられて、各自の芦厩の掘建小屋に落ち着いた時、これが自分等のこれからの住家であるかと思つた時は、あまりにもみすばらしさに自然に涙が出た。それこそ千古斧鉞の深山であつた。開墾するのに、第一番に生れてから一度も



防虫火繩（開拓當時は、畑一面を覆う程の害虫が襲つて仕事ができなかつた。頭や腰に火繩を結いて、虫を防ぎながら作業したものである）



丸木橋（開拓当時は道路も橋も満足になかった。丸木橋は交通上欠くことのできないものであつた。）

滝 尉助（七十五歳）

切つたこともない大木を切り倒して、夕方から積みかさねて、上から火をつけて焼いたものである。その大木を積上げるのが大変であつた。木の「デコ」と人の力だけで積むのだから、なかなか大変なものだつた。このように、毎日毎日大木を焼いて開いたのであるが、今から思えば大きな木をもつたいないことをしたものだと思う。

宇高安平（七十一歳）

入鹿別川は、下流は原野の少し低い処へ流れていたため、夏になると草が密生して、水があふれるので、川下から丸木舟をかりて、それに五、六人乗つて、長柄の鎌で刈つてから上つてくると、水にもまれた魚が酔つて、スズキやアカハラが沢山飛び出して来て手づかみで獲れたものだ。それで草刈には毎年希望者が多かつた。之れも開拓当時の楽しみの一つであつた。

根株を掘り返してゆくのだが、やぶ蚊やアブにさされて苦労した。作物は小豆、大豆、お多福で、蒔付は拓いた土地に縄を張つて置いて豆植鋤でチョンチョン起しながら種子を蒔いた。地味が肥えていたので、反収は五俵余取れた。秋の取入れには、小樽の商人が仲買人を使つて買い集めるのだが、商人同士の競争がはげしかつた。馬鈴薯は十三貫俵で、八十も反収があり、澱粉工場を作つて製品を小樽に出荷した。産物の殆どは、駄馬に積まれてはこばれたが、十数頭の駄馬が、荷物を満載して、山坂をうねり行くさまは見事だつた。開拓の居小屋は、桂、タモの木皮をさいて、屋根、垣に使い、床は割板の上に藁を敷いた程度であつたので、すき間も寒風は、はだ身を刺し、吹雪の夜は、フトンが真白くなり、小屋の至る処に吹き溜りが出来るという有様だつた。道路

も名ばかりの細道があり、草を踏みつけ、やぶを分け、葉ずれの音や、枝のはじけ鳴る間を抜けて通つた。川を渡るには、胆振支庁が作つてくれた舟で渡つたが、明治三十一年、私立の学校が出来てからも、しばらくは渡船場で子供を通わせた。この年には、大水害があつて、溺死人が幌内だけで九人も出るほどの悲惨なものだつた。九月であつたから、殆ど作物も

被害を受け、常食のイナキビ、トウキビも喰べられず、木の根、草の実を喰べる日もあつた。この当時の病気にオコリが多く、急に作中が寒さにふるえ出し、あとから激しい熱がでて苦しんだが、オコリオトシという薬を飲むと数日でなおつた。また当時の娯楽は祭文かたりを聴くことだつた。祭文は、今の浪曲のようなものであつた。また虚無僧が尺八を吹きながら、部落に入つて来て歌と踊で楽しませてくれたことが懐しい。

高橋留蔵（七十九歳）

私は、明治二十九年、知決辺の永谷木工場を建築するので、大工にたのまれて入つて来たが、そのご、転々と山稼ぎをやり、明治三十一年幌内のマッカウスに移住した。当時、幌内は、今の橋から下手は畑になつていたが、上手の方は赤ダモなどの樹木が、うつそうと茂り、道という道は無かつた。川原のあたりに、ソバ、芋の畑がわずかに散在してあつた。マッカウスで、三年ばかり開墾してから鬼岸辺に永谷さんが牧場を払下げたので、村井カメマンテンと二人で作小屋を立て、その地の開墾を励むようになった。この沢には、熊がしきりに出て、夜などは歩けなかつた。ある日、豚を買つてきて置いたら、一夜にして熊に喰われてしまつた。また村井カメマンテンの豚も熊に襲われたが、カメマンテンは、その物音に目をさまし、用意していた鉄砲で熊をうちとつた。熊の肉は、当時、ミソ漬にして、冬などに貯えた。

鹿もよく畑を荒したが、馬とはおとなしく遊んでいた。この頃、永谷さんは、上幌内奥地の官林から、青木の払い下げを受け、伐採をはじめたので、開墾のかたわら、それを手伝ふことになつた。伐採した材木は、川ぶちに積み込み、春秋の増水期に川に放り込んで流送した。流送した材木は、長々と川につづき、今の厚真橋あたりで陸揚げして、永谷木工場に運搬された。また買物は、ダンゾケ馬を利用し、厚真に店のない頃は、札幌に出て買物をしたが四、五日もかかつた。物価は、十円で玄米三俵買えたが、この三俵にイナキビ、トウキビを混せて一年中をしのいだ。

明治三十一年、大水害のあと、今の幌内橋のあたりの川原で、競馬をやつたが、遠方からも出場者が集まり、なかなか盛況だつた。また開拓の頃は、昼でも酒を飲み、一升瓶をラッパに飲むことを得意とした。大正二年、幌内神社を建てることになり、大工が出



伐採木の堆積（開拓当時、伐採木を焼き払うために積み重ねた。）

松川敬治（八十二歳）

来るといので、百円で建築を請負わされたが、落成して勘定して見ると七円の酒代が残っていた。

上幌内の奥地に、照井さんが七町歩余の土地を払い下げたが、彼は病弱の身であつたので、私に無償で貸すから、一緒に入地せんかと勧められて同行することとなつた。五月ではあつたが、風はうすら冷たく、山肌には、まだ残雪が光っていた。さいわいに、その地に居た中村トンコが、開墾を手伝ってくれることになり、トンコの家で居小屋の出来るまで寝食を共にすることにしたが、家は笹とヨモギでかこつたものだつた。トンコは、屋内に大きな穴を掘り、そこで炊事、洗濯をしていたらしく、



採木焼（その一）（開墾当時伐採木は焼払つて後地を畑とした。）

臭気ぶんぶんと鼻をつき、私は居たたまらず、早速ドブをさらい、新しい土を運んで埋め、燕麦から敷いて寝起きすることにした。食糧として持つて行つたのは、馬鈴薯十三俵と、味噌、塩だけで、米は一粒も無かつたので、その夜は、塩煮団子をこしらえ、野草の味噌汁をすすつた。翌朝の食事は、芋餅と、川から釣つた山女魚を塩焼きにした。山女魚は、照井さんは百匹釣つたが、私は六、七十匹がせいぜいだった。この山女魚が、營養失調をふせいでくれた。荒地の開墾は、熊笹が密生して、それを焼き払い、根株を掘り起すのだが、その固さは火花が散るほどだった。しばらくは、あばらが痛み、妻に肩腰を揉んで貰つて寝るのだった。開墾のかたわら、木炭を焼いたが、雨が降ると、岩石は崩れ、道は壊れそのうちに縄、藁をくさらし、炭まで、ざくざくになり、とうとう捨て物にしてしまつたことも度々あつた。着物は木綿のモモヒキと短着であつた。足袋は、妻の夜なべに造る刺足袋で、これは頗る丈夫であつた。冬になると、ツマゴを履いたが、吹雪の夜など、炉辺のあかりで妻がつくつてくれた。手袋は、手カインと、いうもので綿の中に入れたものや、藁でつくつたものがあつた。作物は、大豆、小豆、イナキビ、芋などであつたが、照井さんは、ハッカを一町歩植えたところ、いよいよ、ハッカ汁を取り上げて見ると、四合瓶一本しか無かつたので大欠損をした。当時の娯楽としては、開拓の余暇を見て、私は囲碁と俳句をやつた。また、人が遊びに来ると、お国自慢の歌や踊りで、生活の苦心を忘れることがあつた。岩崎さんは少し酒に酔えば、タコ踊をやつたが私はオイトコを踊つて共に楽しんだことが懐かしい思い出である。

黒川ダイ（八十六歳）

私は四国の伊予から、室蘭に渡り、西鶴吉さんの世話で、明治二十九年、幌内に移住した。振老から、トニカの間は道路があつたが、トニカから幌内は、名ばかりの細道がつづき、草木をおしわけて歩かねばならなかつた。狐、熊、鹿の足あとが、あちこちに発見できた。昼は夫と共に、伐木開墾の荒仕事をやつた。しかし、大木を伐ることが出来ない私は、熊笹や雑草を鎌でなぎ倒して、刈りひろげ、これに火をつけた。夫は伐つた大木を積み重ねて燃やしたが、今考えると、つたいない気がする。夜は、手ランプのあかりで、わらじをつくつたり、針仕事をやつた。年に一度か二度、反物の行商が来たり、富山の薬屋が入つたりするのだが、ことめずらしく子供らがそのあとをついて歩いた。開墾した畑には小豆、大豆、イナキビ、馬鈴薯を蒔いた。当時は、蛇が多く、なかでもマムシがいて、噛みつかれて死に目にあつた人もたくさんいた。

飲料水には、裏の沢水を用い、冬には厚い氷を破つて水を運んだ。吹雪がつづき、水が無くなる時は、雪をとかして顔を洗い、また風呂をたてるにも使つた。風呂は丸太をくり抜いたもので、野天で入浴した。当時の身支度は、粗末な筒そでの木綿着にもひきかモンペ姿、さし足袋にきやはん姿であつた。夫は大抵素足にわらじばき、またシバレつく寒中でも、素足にツマゴばきだつた。常食は、イナキビと馬鈴薯が多く米一粒も食べなかつた。米の飯は、盆か、正月の時や病人用に限られて、一年に五、六升、黒い砂糖も一年に、二斤か三斤であつた。秋になるとアキアジが、上流にのぼつてきたが、それを獲る松明の火が川原のあちこちに、あかあかとかがやいて美しかつた。



伐採木焼（その二）

② (有) ゆうきの里の現状について

1. 「ゆうきの里」時系歴

番号	月 日	事 項
1	H8.3.22	(株)西村コーポレーションから醗酵堆肥製造工場建設に係る地元への協力依頼
2	H9.4.11	堆肥製造施設に関する四者協議会規約制定 (別紙資料 1) ※四者＝高丘自治会、町、農協、事業所
3	H9.7.4	町と(有)有機工業との間で堆肥工場の操業に伴う協定を締結 (別紙資料 2)
4	H9.10.28	建物、機械の設置完了。11 月試験操業から本操業へ
5	H13.3.31	(有)有機工業が倒産。
6	H13.12.21	(有)有機工業から(株)光産業への事業継承申請の説明
7	H16.1.7	(株)光産業閉鎖。(有)ゆうきの里へ事業継承。
8	H16.9.1	町と(有)ゆうきの里との間で堆肥工場の操業に伴う再協定 (別紙資料 3)
9	H24.2.26	降雪により処理施設の一部崩壊
10	H27.春	北海道グリーンウェル(株)が運営管理を実施 (別紙資料 4)
11	H28.4	(有)ゆうきの里から北海道グリーンウェル(株)へ経営譲渡

2. 運営会社の概要

1) 名称 : 北海道グリーンウェル株式会社

2) 代表 : 代表取締役 石政 健太郎

3) 事業内容 : 産業廃棄物処理業、肥料製造・販売 他

4) 許可・登録 : ① 産業廃棄物処理業(北海道) 許可番号 0120112877

*期間 R1.9.25～R6.8.5

② 産業廃棄物収集運搬業(北海道) 許可番号 0100112877

*期間 R1.11.12～R6.10.7

③ 肥料登録(H17.6.27 登録)

・ゆうきの里 1 号(86253) — 汚泥肥料

(許可・登録は「有限会社ゆうきの里」を引継ぐ)

3. 原材料搬入実績

(t /年)

企業等	排出元	原料種別	R2 年度	R3 年度	R4 年度
A 社 (食肉加工)	厚真	脱水有機性汚泥(動物性) * 加工場の浄化槽汚泥	2,868	2,708	2,866
B 社 (食肉加工)	伊達	脱水有機性汚泥 * 加工場の浄化槽汚泥	830	700	696
C 社 (食品加工)	千歳	動植物性残渣 * 醤油製造工程での残渣	328	43	36
D 社 (種苗・飼料)	苫小牧	動植物性残渣 * 飼料製造過程でのエラー品	89	190	251
E 社 (飲料水製造)	恵庭	動植物性残渣 * お茶殻	941	996	690
F 社 (製粉製造)	札幌	動植物性残渣 * 製粉製造過程でのエラー品	51	44	50
G 社 (調味料製造)	安平	動植物性残渣 * 調味料製造過程でのエラー品	10	17	16
			5,117	4,698	4,605

4. 肥料販売等実績

- ① 直近の肥料生産数量 : 2, 160 t /年 (販売数量 2,160 t /年)
- ② 主な出荷先 (地域) : 千歳市、南幌町、石狩管内全域、長沼町、むかわ町 など

5. 地域住民への配慮等

- ① 堆肥製造施設に関する諸問題の早期解決のための連絡調整機関として H9.4.11 に四者 (高丘自治会、町、農協、事業者) で構成する「四者協議会」を設置して随時の説明会や報告会を開催。

② 「四者協議会」の開催

- ・平成 9 年度 1 回【(有)有機工業】 ※堆肥製造施設完成
- ・平成 14 年度 1 回【(株)光産業】 ※運営事業者変更
- ・平成 15 年度 4 回【(株)光産業】 ※汚水等流出で北海道より改善命令
- ・平成 16 年度 2 回【(有)ゆうきの里】 ※運営事業者変更
- ・平成 17 年度 1 回【(有)ゆうきの里】 ※運営事業者変更
- ・平成 18 年度 1 回【(有)ゆうきの里】 ※新事業者の運営状況
- ・平成 20 年度 1 回【(有)ゆうきの里】 ※運営管理状況
- ・平成 22 年度 1 回【(有)ゆうきの里】 ※運営管理状況
- ・平成 24 年度 1 回【(有)ゆうきの里】 ※降雪による施設被害状況
- ・平成 28 年度 1 回【(有)ゆうきの里、グリーンウェル (管理運営会社)】

6. 環境問題（産業廃棄物処理に関する許可権者【北海道】による現地調査など）

1) 汚水等の河川流失に対する「改善命令」【北海道 → (株)光産業】

① H15.10.30 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 3 に基づく改善命令【北海道胆振支庁長】

・ 法第 14 条第 8 項違反

（廃棄物の処理について、施設外及び敷地外に、廃棄物及び汚水が流出しないよう速やかに措置を講じること。）※H15.12.1 履行期限

② 施設閉鎖の報告

（H16.1.7 (株)光産業より改善命令を受けた施設整備の改善に問題があり、継続が困難との報告 ※原料搬入は 12 月より中止）

③ 顛末

- 施設所有者【(有)ゆうきの里】が「公害発生のない堆肥製造を条件として」地元の了解を得て、8 月 6 日付で廃棄物処理業者の許可を取得して「ゆうきの里」として 8 月 20 日より堆肥製造を再開。

2) 廃棄物が保管基準に適合しない状態での屋外保管等「改善指導」

【北海道 → (有)ゆうきの里】

① H26.5.7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の規定に基づく検査結果による改善指導【北海道胆振総合振興局長】

・ 法施行令第 6 条第 2 号イで規定する令第 3 条第 1 号イ(1)違反

（廃棄物の処理過程で生ずる汚水が雨水排水路に流出）

・ 法施行令第 6 条第 2 号ロで規定する令第 3 条第 1 号リ(2)（イ）違反

（廃棄物が保管基準に適合しない状態で屋外に保管）

- ・ 上記の指導内容は、汚水流出防止対策として床面を不浸透性の材料で覆う。保管場所以外での廃棄物の保管については、全量撤去し適正処理を実施。 ※ H26.5.21 までに顛末書と改善計画書を提出指示

② H26.5.19 付けで(有)ゆうきの里より「顛末書及び改善計画書」が胆振総合振興局長へ提出された。（内容は次のとおり）

- ・ 汚水の雨水排水路への流出については、凍結のため排水できない雪解け水が工場内に流入したことが原因であるため、4 月に排水口を掃除して施設内流入を防止する。

- ・ 処理過程の廃棄物を保管場所以外に一旦置いたものであり、適正の場所に戻した。

- ・ 2 号棟の床は 5 月中に修復予定

- ・ 通路と排水施設は 6 月 10 日までに修復予定

③ H26.6.30 胆振総合振興局による立入検査

- ・ 改善計画のとおり実施されていた。

④ H26.12.8 胆振総合振興局による巡回検査（問題なし）

3) その他、搬送車通過時や風向き等による悪臭への苦情については、産業廃棄物処理業の許可権者である北海道の指導や「四者協議会」などの関係機関を通じた協議・要望を随時実施して対応。

- ・一例、搬送車通過時の悪臭対応では荷台をブルーシートで覆って対応。

7. 北海道胆振東部地震での被害（影響）の状況

1) 被害状況

- ・ 地滑りによる土砂について、撤去できていないが作業に支障をきたすものではない状態。

2) 操業状況

- ・ 地震の影響なく作業はできている。ただ、地震の影響によるものかは不明だが地震前には確認されていなかった地盤の沈みを確認することがある状態。

3 主な質疑・意見

① 厚真町で再生した古民家3棟の経緯及び現状について基

・過去に、古民家前の雑草が生い茂り適切な管理がされてないのではという趣旨で一般質問したが、今一つ手入れが必要ではないか。使用者にどのような指導、話し合いが行われたのか。

・古民家前の駐車場一帯にも雑草が生い茂っている。管理は如何なものか。

・これから冬期間になるので、観賞用の植物であっても草刈り等できれいにし、雪が降っても枯れ草があるような状況にならないよう指導してほしい。

・古民家3棟のうち1棟が空き家状態のようだが、空き家状態になると、痛みが激しくなることもあるので、貴重な建物とすれば早急に対応をしたほうが寄贈された方も安心されるのでは。

② 旬ゆうきの里の現状について

・原料を搬入するトラックが通過するだけで匂いが残るが、地域住民からの苦情はないのか。

・平成28年から四者協議会が開催されていないようだが、定期的開催をするものではないのか。

・四者協議の協定者は旬ゆうきの里だが、経営移譲された北海道グリーンウェル(株)はそれを引き継いでいるのか。

・原料の搬入周期の基準はあるのか。

・勤務時間外で住民の方が就寝するような時間帯に堆肥工場へ搬入している経緯があると聞いているが、町としてどのように考えているのか。

報告第 3 号

委員会調査報告について

新庁舎周辺等整備調査検討特別委員長から、別紙のとおり委員会調査報告があったので提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 4 日提出

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

令和5年11月16日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

新庁舎周辺等整備調査検討特別委員長 吉岡 茂樹

委員会調査報告書

令和5年第3回定例会において付託された調査事件について、去る10月11日、10月25日に本委員会を開催し、厚真町議会会議規則第77条の規定により報告する。

記

1 委員会開催状況

10月11日、10月25日

2 調査事件（所管事項）

令和5年10月11日

（道内現地調査）

① 議会関連施設等の調査（洞爺湖町議会及び倶知安町）

令和5年10月25日

（事務調査）

① 庁舎周辺等整備基本構想・基本計画等について

3 主な説明内容

4 主な質疑・意見

令和5年10月25日

① 庁舎周辺等整備基本構想・基本計画等について

- ・ 想定面積約 3,000 m²は狭いという印象だが、3,000 m²以下に抑える根拠は。
- ・ 想定面積が現状とあまり変わらないのであれば、我慢して建設しても後々後悔するのではないか。
- ・ 議事堂の傍聴席のシェアはどれくらいを考えているのか。
- ・ 議事堂には車椅子に乗りながら傍聴できるスペースを作るべき。
- ・ 役場庁舎と文化交流施設の3階の空白部分の利用方法は。
- ・ 本庁舎と文化交流施設、福祉センターのほうをオーバブリッジで繋げるようなアイデアはあるのか。
- ・ 監査委員室は独立して配置すべき。
- ・ 議会図書室はどこに配置をする予定か。
- ・ こども園駐車場裏の一般住宅の方と、駐車場利用者の車の動線はどのようになるのか。
- ・ 3階イメージは議事堂のみなので、もう少し町民に開かれたような空間を作ることにはできないのか。
- ・ 余裕空間のようなスペースを作ることができないのかと思っているが、今後の検討で変わってくるのか。
- ・ 町職員の声も十分に反映する庁舎作りが大事ではないか。
- ・ 厚真アイヌ協会には常任職員がいるのか。また、会員数とアイヌ協会のためのスペースを確保する理由は。
- ・ 3階の議会機能について、町民の方から相談を受けるスペースとして使用できる議員控室を是非作ってほしい。

報告 4 号

現金出納例月検査の結果報告について

監査委員から、現金出納例月検査の結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 4 日提出

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

厚 監 査 号
令和5年11月24日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

厚真町代表監査委員 佐 藤 公 博

現金出納例月検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した、令和5年度8月分・9月分・10月分の現金出納例月検査の結果について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告いたします。